

入札参加申込に係る公告

次のとおり、入札参加申込みを実施する。

令和3年8月4日

厚岸漁業協同組合  
代表理事組合長 川崎 一好



1. 入札に付する事項

- (1)入札方式 公募型指名競争入札
- (2)工 事 名 令和3年度 厚岸漁業協同組合 旧ミール工場解体工事(第1期)
- (3)工事場所 厚岸郡厚岸町若竹1丁目 11 番地
- (4)工 期 契約締結日から令和3年12月20日まで
- (5)工事概要 解体工事 鉄骨造 3棟、鋼製タンク他

2. 入札参加者の要件

指名競争入札の指名を受けようとする者は、単体企業又は経常建設共同企業体であり、次の要件をすべて満たしていること。

(1)単体企業の場合

- ア. 北海道における令和3・4年度「建築工事」の競争入札参加資格がA等級に格付けされ、「解体工事業」の許可を有すること、又は、厚岸町における令和3・4年度の「土木工事」若しくは「建築工事」の競争入札参加資格がA等級に格付けされ「解体工事業」の許可を有すること。
- イ. 指名を受けようとする企業は釧路管内に本店、又は、支店、営業所等を有していること。
- ウ. 入札参加申込の日から入札執行(開札)の時までの期間に、厚岸町の定めによる入札参加資格停止を受けていないこと。
- エ. 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、営業年数が少なくとも2年あること。
- オ. 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者をこの工事に専任で配置できること。
- カ. 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- キ. 会社更生法(昭和27年法律第172号)による手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ク. 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

- ケ. 発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- コ. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当する者でないこと。
- サ. この工事の入札に参加する共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

(2)経常建設共同企業体の要件

- ア. 構成員はすべて北海道における令和3・4年度「建築工事」の競争入札参加資格がA等級に格付けされ「解体工事業」の許可を有すること、又は、厚岸町における令和3・4年度「土木工事」若しくは「建築工事」の競争入札参加資格がA等級に格付けされ「解体工事業」の許可を有すること。
- イ. 構成員の数は2社又は3社による自主結成とする。
- ウ. 構成員は釧路管内に本店、又は、支店、営業所等を有していること。
- エ. 構成員は入札参加申込の日から入札執行(開札)の時までの期間に、厚岸町の定めによる入札参加資格停止を受けていないこと。
- オ. 構成員は発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、営業年数が少なくとも2年あること。
- カ. 構成員のいずれかは、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者をこの工事に専任で配置できること。
- キ. 構成員のいずれかは、現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- ク. 構成員は会社更生法(昭和27年法律第172号)による手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ケ. 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、資本関係又は人的関係にある者が一つの共同企業体に属している場合は除く。
- コ. 構成員は発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- サ. 構成員は暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当する者でないこと。
- シ. 構成員はこの工事の入札に参加する、他の共同企業体の構成員又は単体企業として参加する者でないこと。

### 3. 入札参加資格申請書

- (1)提出期間 令和3年8月4日(水)から8月12日(木)まで  
午前9時から午後3時まで(日曜日・祝日は除く)  
ただし、8月7日(土)午前9時から正午まで
- (2)提出場所 〒088-1111 厚岸郡厚岸町奔渡3丁目1番地  
厚岸漁業協同組合  
電話0153-52-3151  
問い合わせ担当 総務部 今村
- (3)提出方法 持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (4)提出書類 ア. 建設工事等入札参加資格審査申請書は厚岸町の定める様式による。  
イ. 経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書。  
ウ. 経常建設共同企業体協定書。  
エ. 申請にあたっては、入札参加希望工事名を記載した書面を提出すること。  
オ. その他代表理事組合長が必要と認める書類。
- (5)その他 ア. 申請に要する経費は、入札参加希望者負担とする。

### 4. 入札参加資格の審査及び指名通知

- (1)提出された申請書等に基づき、厚岸漁業協同組合建設工事等入札参加者指名選考委員会に諮り、2に掲げる要件を審査する。
- (2)工事の発注にあたっては(1)の審査結果に基づき、厚岸漁業協同組合建設工事等入札参加者指名選考委員会に諮り、指名競争入札参加者を選考し指名する。

### 5. 非資格者に対する理由の説明

- (1)非資格者は、令和3年8月25日(水)までに書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。  
なお、書面は厚岸漁業協同組合総務部総務課に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (2)理由の説明は、令和3年8月31日(火)までに書面により回答する。

### 6. 資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

#### (1)資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

ア. 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

イ. 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。

#### (2)人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

#### (3)その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合。

### 7. その他

この公告に定めるもののほか、その他関係法令等を遵守すること。